



議案第八十九号

三朝町敬老年金支給条例の一部改正について

次のおり三朝町敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年九月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町敬老年金支給条例の一部を改正する条例

三朝町敬老年金支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一月、五月及び九月」を「四月、八月及び十二月」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項本文の規定により、十二月に支払うべき年金は受給資格者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

附 則

この条例は、昭和五十二年十月一日から施行する。